

野焼きは法律で禁止されています

廃棄物の野外焼却（いわゆる**野焼き**）は「**廃棄物処理法**（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）」で、原則**禁止**とされています。

野焼きは、健康へ深刻な影響をもたらすとされている**ダイオキシン類の発生**につながるだけでなく、**火災の発生**や**煙害**など、**地域の皆さんにも迷惑**がかかります。

また、ドラム缶焼却や地面に穴を掘っての焼却、違法な焼却炉などによる焼却行為も野焼きと同様に廃棄物処理法で禁止されています。

なお、例外として野外焼却が認められているものもありますが、**生活環境の保全上支障を与え、苦情等がある場合は行政指導の対象**となります。

例外として野外焼却が認められているもの

公益上若しくは社会の習慣上**やむを得ない**廃棄物の焼却又は**周辺地域の生活環境に与える影響が軽微**である廃棄物の焼却で次のもの

- 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却。）
- 農業、林業、または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却など。）
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却。）

※例外として認められているものを含め、野外焼却等を行う場合には、消防署への届け出が必要となる場合があります。詳しくは、最寄りの消防署等へご確認をお願いします。



不法投棄は犯罪です

不法投棄は絶対に許しません！

不法投棄とは

みだりに（正当な理由なく）廃棄物を捨てることを不法投棄といいます。

自分の土地に捨てたり、穴を掘って埋めたりすることも不法投棄にあたります。

不法投棄は、人目につきにくい夜間や早朝に、山間部や河川敷、または休耕田などで行われることが多いです。

周囲の目が抑止につながります

家庭ごみのポイ捨ても含め、「不法投棄は許さない監視の目」が不法投棄の抑止につながります。

不法投棄がもたらす問題

- ・自然環境や地域の景観を損ないます。
- ・将来にわたって、地下水汚染や悪臭などの環境問題を発生させるおそれがあります。
- ・現状回復には、多大な費用がかかります。



不法投棄、野外焼却については、廃棄物処理法により罰則が規定されています。

5年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金、またはこの併科（第25条第1項第14,15号）法人の場合は3億円以下の罰金（法人重科 第32条第1項第1号）